

令和5年第1回定例会

保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 1 茨城県再犯防止推進計画の改定について…………… 2
- 2 茨城県ケアラー支援推進計画の策定について…………… 5
- 3 いばらき出会いサポートセンターの利用促進及び体制強化について…… 7
- 4 「親子のための相談LINE」の開設について…………… 8

令和5年3月15日

福祉部

茨城県再犯防止推進計画の改定について

項 目	内 容
1 策定の理由・根拠	「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画として、令和3年3月に策定した「茨城県再犯防止推進計画」について、「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」第7条第8項の規定を踏まえ、改定するもの。
2 計画（案）の内容	<p>(1) 改定の趣旨</p> <p>「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」を踏まえ、国と県が連携して性犯罪の再犯防止を図るため、性犯罪加害者等に対する相談対応等の社会復帰のための支援策を定める。</p> <p>(2) 支援施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国関係機関の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止プログラムの実施 ・指導方法の支援 ○県の取組の方向 <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応・支援 ・医療観察法医療への取組 ・子どもに対する暴力的性犯罪の出所者対象の再犯防止措置 ・国・市町村との連携 ・支援策の周知
3 施行時期	令和5年4月
4 その他	<p>当計画改定（案）に係るパブリックコメントの結果（意見なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和5年2月22日(水)～3月7日(火)

茨城県再犯防止推進計画（改定）の概要

再犯防止に係る主な現状と課題

（総論）

- 刑事司法関係機関だけでの取組には限界
 - 再犯防止を推進していくために国・地方公共団体・民間団体等との連携強化が必要
- （就労関連）
- 再入者のうち約7割が再犯時に無職
 - 協力雇用主が少ない
- （住居関連）
- 住所不定者の再入率が高い
 - 定住先を探すまでの一時的な居場所が不足、確保が必要
- （高齢者・障害者関連）
- 高齢者の2年以内再入率は全世代の中で最も高い
 - 受刑者に占める知的障害が疑われる者の割合が多い
- （薬物依存関連）
- 覚せい剤取締法違反による受刑者の2年以内再入者が多い
 - 治療や回復のための支援へのつながりが必要
- （民間協力者の活動の促進）
- 保護司数が少なく、地域ごとのバランスにも配慮しながら増員が必要

計画策定の趣旨・目的

- 本県においても、令和元年の検挙者に占める再犯者の比率は46.7%、刑務所への入所受刑者に占める再入者の比率は56.8%に及ぶなど、再犯者による犯罪割合が高い。
- 犯罪をした者等の社会復帰を促進し、再犯防止を図ることが重要。

- 誰一人取り残さない社会づくり
- 安全で安心して暮らせる社会の実現

活力があり、県民が日本一幸せな県

計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定

計画期間

2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間

5つの基本方針

- 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- 刑事司法手続きのあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- 犯罪等の事態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- 再犯防止の取組を広報する等により、広く県民の関心と理解を醸成

5つの重点課題と主な施策

- 国・市町村・民間団体等との連携強化
 - 茨城県再犯防止推進協議会の設置
- 就労・住居の確保
 - 就労の確保
 - 協力雇用主になる動機づけのための取組
 - 協力雇用主に対するインセンティブの付与等の検討
 - 住居の確保
 - 一時的な居場所の設置の働きかけ
 - 定住先の確保のための取組
- 犯罪をした者等の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用援助等の支援
 - 高齢者又は障害者への支援
 - 保健医療・福祉サービスの利用援助の充実
 - 薬物依存を有する者への支援
 - 薬物依存からの回復支援の継続的な取組
 - 青少年への支援
 - 学校等と連携した青少年の立ち直り支援、児童生徒の非行の未然防止
 - 性犯罪をした者への支援**
 - 性犯罪の再発防止・社会復帰のための支援
 - その他
 - 女性の抱える問題に応じた支援
 - 暴力団離脱者の社会復帰対策の推進
- 民間協力者の活動の促進
 - 保護司等の民間協力者の確保
- 広報・啓発活動の推進
 - 様々な関係者の連携による広報・啓発の促進

項目の追加

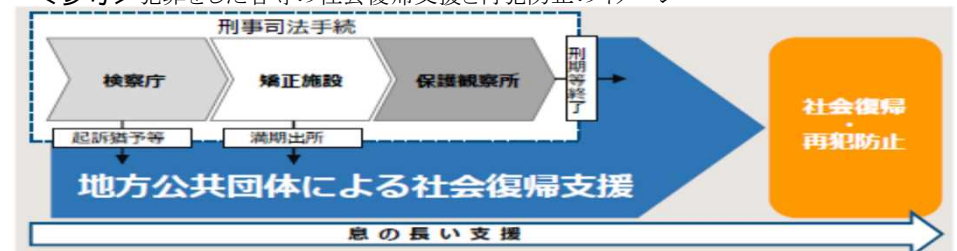
数値目標

刑法犯検挙者中の再犯者数を3割以上削減（令和元年 1,663人 → 1,164人以下）

推進体制

再犯防止推進協議会を設置し、施策の進捗状況を確認するとともに、施策の実施の推進を図る

<参考> 犯罪をした者等の社会復帰支援と再犯防止のイメージ



茨城県再犯防止推進計画改定案の概要

計画改定の趣旨

「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」を踏まえ、国と県が連携して性犯罪の再犯防止を図るため、性犯罪加害者等に対する相談対応等の社会復帰のための支援策を定める。

性犯罪等をした者への支援施策（追加事項）

国関係機関の取組	
○再犯防止プログラムの実施	「性犯罪再犯防止指導」（再犯をしないための具体的な方法を習得させるプログラム）の実施【水戸刑務所】
	「性犯罪再犯防止プログラム」（再犯をしないための具体的な方法を習得させるプログラム）の実施【水戸保護観察所】
○指導方法の支援	保護観察所など処遇機関の依頼に応じ指導方法の提案などの支援【水戸少年鑑別所】

県の取組の方向	
○相談対応・支援	人権啓発推進センターにおける就労・住居に係る相談機関の案内・紹介【福祉政策課】
	精神保健福祉センターにおける専門職による性依存症に関する相談対応・支援、専門的治療プログラムの紹介、必要に応じ治療費の支援【福祉政策課、障害福祉課】
○医療観察法医療への取組	心神喪失等の状態で重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制的性交等、強制わいせつ、傷害）を行った者に対する病状の改善及び再発防止・社会復帰支援【病院局】
○子どもに対する暴力的性犯罪の出所者対象の再犯防止措置	13歳未満を被害者とした暴力的性犯罪の出所者について、法務省からの情報提供による所在確認、出所者の同意を得て面談の実施、関係機関団体との連携【警察本部】
○国・市町村との連携	性犯罪をした者への支援策に係る情報共有、連携・協力【福祉政策課】
○支援策の周知	性犯罪をした者への支援策について県ホームページなどにより周知【福祉政策課】

2 茨城県ケアラー支援推進計画の策定について

項目	内容
1 策定の理由・根拠	「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」第9条の規定に基づき、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定する。
2 計画（案）の内容	<p>(1) 趣旨 ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に県計画を策定する。</p> <p>(2) 計画期間 令和5年度から令和7年度まで（3か年）</p> <p>(3) 基本方針及び施策の展開 方針1 認知度向上・理解促進 ・ケアラーにおける自覚や自発的な相談の促進 ・県民全体における認知度向上・理解促進 ・関係機関における啓発活動の推進 方針2 相談・支援体制の整備 ・行政における相談・支援体制の整備 ・地域活動によるケアラー支援の取組推進 ・教育機関等におけるヤングケアラー相談・支援体制の充実 ・多様な関係機関による連携強化 方針3 多様な支援施策の推進 ・ケアの状況に応じた支援の推進 ・交流の機会づくりの推進 ・ケアラーへの生活支援 ・市町村におけるケアラー支援施策の実施促進 方針4 人材の育成 ・ケアラー支援関係機関における人材育成 ・ケアラー支援を担う県民等の育成</p> <p>(4) 最優先の対応事項 ○学校等における認知度向上・理解促進の取組 ○地域におけるケアラー相談支援体制と連携の強化</p>
3 施行時期	令和5年4月
4 その他	当計画（案）に係るパブリックコメントの結果 ・実施期間 令和5年2月22日（水）～3月7日（火） ・意見者数及び意見数 5名12件

茨城県ケアラー支援推進計画（案）概要

1. 計画の全体構成

第1章 計画の概要

○計画策定の趣旨・位置づけ

「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」第9条に基づき、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定

○計画期間

令和5年度から令和7年度まで（3年）

第2章 実態調査

○ヤングケアラー実態調査

令和4年4月～7月に実施したヤングケアラー実態調査の結果概要

○ケアラー実態調査

令和4年5月～7月に実施したケアラー実態調査の結果概要

第3章 ケアラー支援における課題

実態調査の結果や有識者委員会での意見等を踏まえ、ケアラー支援の課題を整理

○早期発見・早期把握

○支援へのつなぎ

○状況に応じた適切な支援

第4章 ケアラー支援における基本理念と基本方針

○基本理念

ケアラーとその家族が安心して自分らしく生きられる支え合いの地域社会づくり

○基本方針

ケアラー支援における課題解消に向けた4つの基本方針を規定

【方針1】 認知度向上・理解促進

社会全体におけるケアラー及びその支援に関する認知度向上等を促進

【方針2】 相談・支援体制の整備

ケアラー等が相談しやすい環境や関係機関間の連携体制等を整備

【方針3】 多様な支援施策の推進

既存施策を活用した適切な支援や関係機関による新たな取組を推進

【方針4】 人材の育成

上記の方針1～3の実践する多様な人材の育成

第5章 基本方針に基づく施策の展開

最優先の 対応事項

①学校等における認知度向上・理解促進の取組

②地域におけるケアラー相談支援体制と連携の強化

1 認知度向上・理解促進

- (1) ケアラーにおける自覚や自発的な相談の促進
- (2) 県民全体における認知度向上・理解促進
- (3) 関係機関における啓発活動の推進

2 相談・支援体制の整備

- (1) 行政における相談・支援体制の整備
- (2) 地域活動によるケアラー支援の取組推進
- (3) 教育機関等におけるヤングケアラー相談・支援体制の充実
- (4) 多様な関係機関による連携強化

3 多様な支援施策の推進

- (1) ケアの状況に応じた支援の推進
- (2) 交流の機会づくりの推進
- (3) ケアラーへの生活支援
- (4) 市町村におけるケアラー支援施策の実施促進

4 人材の育成

- (1) ケアラー支援関係機関における人材育成
- (2) ケアラー支援を担う県民等の育成

第6章 計画の推進体制と進捗管理

有識者委員会において、計画の進捗管理や更新、新たな課題への対応等を検討するとともに、ケアラー支援施策の実施を推進

資料編

- ・ 県ケアラー支援条例（条例全文）
- ・ 県ケアラー支援に関する有識者委員会（設置要項及び委員名簿）

3 いばらき出会いサポートセンターの利用促進及び体制強化について

1 女性を対象とした入会登録料の通年無料化（拡充）

いばらき出会いサポートセンターでは、令和3年度からAIマッチングシステムを導入しているが、相対的に少ない女性会員の増加を図るため、令和4年度に期間限定で実施している女性の入会登録料無料の取組を、令和5年度は通年化し、さらなる女性会員の掘り起こしを図る。

(1) 令和4年度のキャンペーン概要

- ・対象期間 第1弾：令和4年8月2日（火）～11月1日（火）
第2弾：令和5年1月4日（水）～3月31日（金）
- ・対象者 上記期間中にセンターに入会登録する女性

(2) 入会者数の推移

（単位：人）

	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2
男性 (対前年比)	73 (△52)	79 (△1)	84 (+16)	128 (+68)	72 (+19)	82 (+38)	57 (△33)	79 (+11)	58 (△14)	86 (+10)	57 (△17)
女性 (対前年比)	31 (△25)	24 (△33)	40 (+6)	22 (△9)	117 (+87)	116 (+87)	182 (+135)	24 (△19)	13 (△30)	66 (+30)	74 (+33)
計 (対前年比)	104 (△77)	103 (△34)	124 (+22)	150 (+59)	189 (+106)	198 (+125)	239 (+102)	103 (△8)	71 (△44)	152 (+40)	131 (+16)

(3) キャンペーンの効果

- ・女性の入会者数は、10月に過去最多となる182名、キャンペーン期間（第1弾）の合計では、415名となった。
- ・3月1日現在の会員登録者数は3,275人（うち女性1,254人）となり、会員に占める女性の割合は、キャンペーン開始前と比較して、6.4%（31.9% → 38.3%）上昇した。

2 結婚支援コンシェルジュの配置（新規）

(1) 事業概要

結婚支援に係る取組の強化を図るため、国・自治体・企業等と連携しながら結婚支援事業を行う専従職員「結婚支援コンシェルジュ」を1名配置する。

- ・配置先 一般社団法人 いばらき出会いサポートセンター
- ・配置期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年更新）

(2) 結婚支援コンシェルジュの業務

- ・市町村、企業、地域団体等への訪問及び現状把握
- ・市町村等が実施するイベント、セミナー、広報への助言・立会等による協力
- ・結婚支援事業未実施市町村への働きかけ
- ・関係先（市町村、結婚支援センター、企業等）との情報共有
- ・市町村や企業と連携した体験イベント（出会いの場）の企画・運営 など

4 「親子のための相談LINE」の開設について

県では、すでに実施している電話相談「児童虐待ホットライン189」（児童虐待に関する緊急的な通報等）に加え、誰もが気軽に相談できるよう、新たに、児童虐待防止のためのSNS（LINE）を活用した相談窓口を、令和5年2月1日から開設した。

1 名称

親子のための相談LINE

※厚生労働省が付けた名称。全国で同一のSNSツールを使用

2 相談対応時間

平日（土日祝日除く）10時00分から20時00分まで

※時間外の相談は、翌相談対応時間内に返信・対応

3 対象者

茨城県内に居住する子ども（18歳未満）とその保護者の方など、どなたでも

4 相談内容

児童虐待に関する相談や、子育てや親子関係についての悩み相談

※緊急的な虐待通報は「虐待ホットライン189」（電話）への連絡を案内

5 使用するSNSツール

LINEアプリ

6 相談方法

LINEアプリから「親子のための相談LINE」のアカウントを友だち登録の後、相談メッセージを送信

7 相談料

無料

8 その他

- ・相談者は、匿名での相談が可能
- ・相談は専門の相談員が対応
- ・電話による相談は「虐待ホットライン189」で相談受付

※地域住民や関係機関からの緊急的な虐待通報は「虐待ホットライン189」へ連絡



(相談画面の一部)

【参考】いばらき虐待ホットライン（電話）相談件数の推移

(単位：件)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
相談件数	1,922	2,286	2,847	2,583	2,878

令和5年第1回定例会 保健福祉医療委員会資料

令和5年度組織改正の概要（福祉部関係）

令和5年3月15日

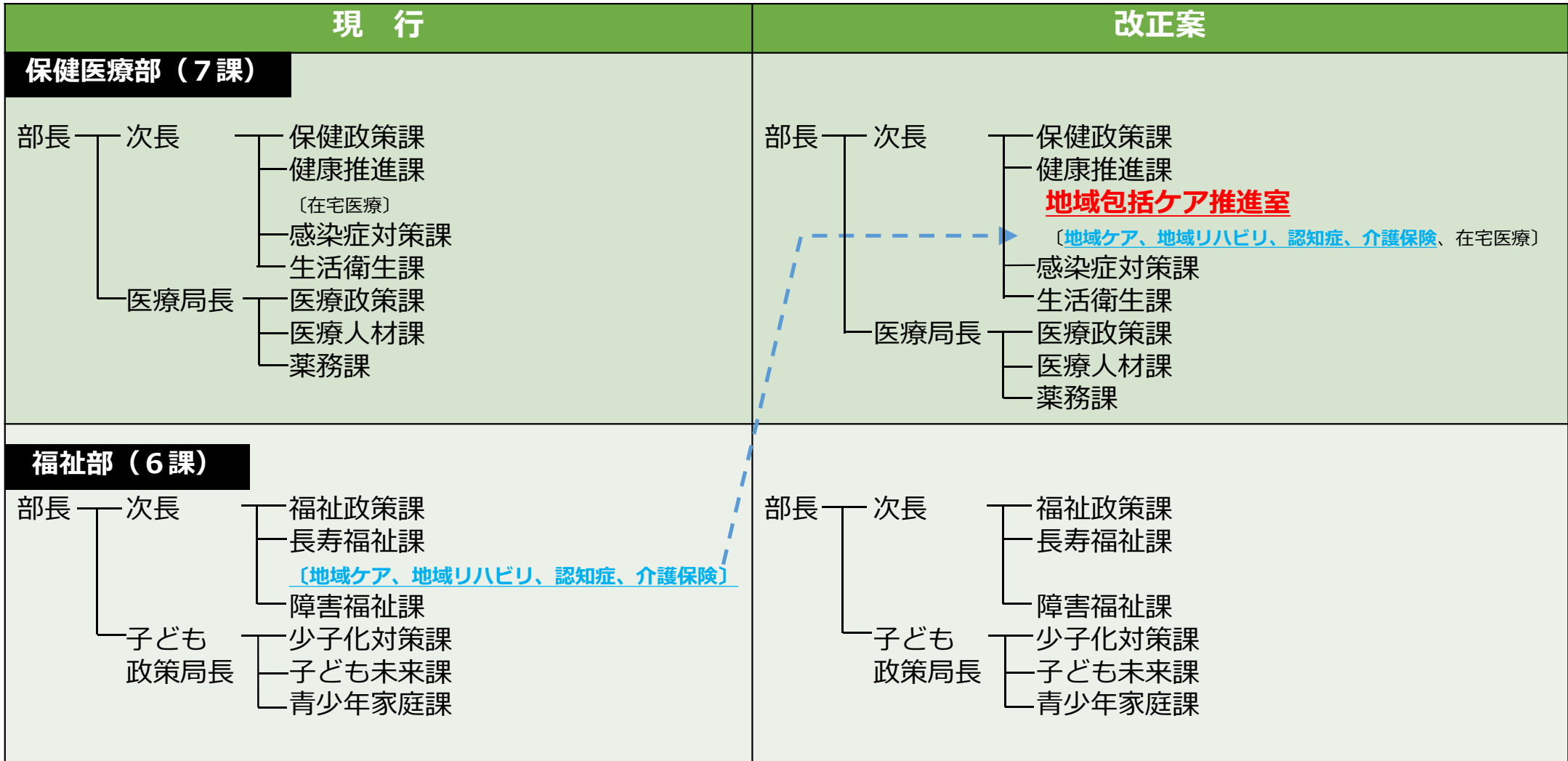
福 祉 部

地域包括ケア推進体制の強化

- ・ 「福祉部長寿福祉課」が所管する、地域包括ケアシステム、地域リハビリ、認知症対策及び介護保険制度に関する事務については、保健・医療・介護の切れ目ない提供体制を構築し、健康づくり・生活習慣病対策と連携した県民の健康寿命の延伸を図るため、「保健医療部健康推進課」（「地域包括ケア推進室」を設置）に移管。

企画監の廃止

- ・ よりスピード感をもって喫緊の行政課題に対応するため、「企画監」は廃止。
（各部次長が県議会との連絡調整を担う。）



令和 5 年第 1 回定例会

保健福祉医療委員会資料

- 令和 4 年度補正予算・報告
- 令和 5 年度当初予算・条例

令和 5 年 3 月 1 5 日

福 祉 部

目 次

令和4年度補正予算・報告

【補正予算】

- ・ 第44号議案 令和4年度茨城県一般会計補正予算（第9号）…………… 3
- ・ 第51号議案 令和4年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）…… 4
- ・ 第77号議案 権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金）…………… 5

【報告】

- ・ 報告第2号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
別記4 和解について…………… 6

令和5年度当初予算・条例

【当初予算】

- ・ 第5号議案 令和5年度茨城県一般会計予算…………… 7
- ・ 第12号議案 令和5年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算…………… 7

【条例】

- ・ 第29号議案 茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例
及び茨城県少子化対策審議会条例の一部を改正する条例…………… 15
- ・ 第30号議案 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備
及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例…………… 18
- ・ 第31号議案 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備
及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例…………… 23
- ・ 第32号議案 茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園
及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例…………… 25
- ・ 第33号議案 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… 27
- ・ 第34号議案 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例…………… 31

令和4年度補正予算・報告

第44号議案

令和4年度 茨城県一般会計補正予算（第9号）

○ 一般会計補正予算（福祉部分）

〔歳出〕 (単位:千円)

	4年度当初	補正前の額	今回補正額	最終予算額
福祉部予算額	124,446,127	132,930,553	2,443,445	135,373,998
5款) 保健福祉費※	122,790,044	131,205,748	2,620,543	133,826,291
11款) 教育費 (私学振興費等)	1,656,083	1,724,283	△177,098	1,547,185
12款) 災害復旧費	-	522	-	522

※保健医療部分を除く。

〔繰越明許費補正〕 (単位:千円)

	補正前の額	補正額	計
福祉部合計	—	4,214,527	4,214,527
5款) 保健福祉費	—	4,146,327	4,146,327
1項) 厚生総務費	—	2,606,235	2,606,235
3項) 児童福祉費	—	844,695	844,695
4項) 障害福祉費	—	695,397	695,397
11款) 教育費	—	68,200	68,200
1項) 教育総務費	—	68,200	68,200

〔地方債補正〕 (単位:千円)

起債の目的	補正前限度額	補正額	補正後の限度額
放課後児童クラブ整備事業	289,300	△208,000	81,300
児童福祉施設整備事業	311,000	△89,300	221,700
老人福祉施設整備事業	1,021,000	△188,800	832,200
障害福祉施設整備事業	818,000	△305,800	512,200
青少年会館整備事業	5,500	—	5,500
(合計)	2,444,800	△791,900	1,652,900

第 5 1 号議案

令和 4 年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）

[歳入歳出予算の補正]

(単位:千円)

	補正前の額	補正額	計
歳 入	227,164	38,137	265,301
歳 出	227,164	38,137	265,301

第 77 号議案

権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金）

1 議案の内容

時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準に該当する債権について、権利の放棄を行う。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	平成11年度	2,743,699円 及びこれに 係る違約金	水戸市元吉田町2649番地 の10ハイツ百樹園103号 飛田 二三子	回収不能のため、権利を放棄するもの。 ※権利の放棄の基準（1）に該当

※権利の放棄の基準 （1）当該債権につき時効が完成し、かつ債務者がその援用をする見込があること

2 収入未済額の推移

（単位：千円）

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
年度当初 収入未済額(A)	124,222	116,033	107,168	98,837	86,340
新たに調定した額(B)	106,387	110,027	108,855	99,819	103,121
収入済額(C)	114,255	118,892	116,524	107,183	110,257
不納欠損処理額(D)	321	0	662	5,133	3,758
年度末 収入未済額 (A)+(B)-(C)-(D)	116,033	107,168	98,837	86,340	75,446

3 主な未収債権対策

- ・借受人や保証人に対する十分な説明及び口座自動振替の推進による滞納の未然防止。
- ・文書、電話、訪問等による継続的な納付催告。
- ・生活困窮者への生活状況（所得、課税状況）の調査及び個々の状況に応じた対応。
- ・悪質な債務者への法的措置の実施。
- ・弁護士法人への債権回収業務委託による効率的な回収。

4 参考 「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」（抜粋）

主たる債務者及びその保証人又は連帯保証人等全ての債務者について、その状況が次のいずれかに該当するもの。

- (1) 当該債権につき時効が完成し、かつ債務者がその援用をする見込があること
- (2) 債務者である法人の清算が終了したこと
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれること
- (4) 破産法第 253 条第 1 項、会社更生法第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれたこと
- (5) 当該債権の存在につき法律上の争がある場合において、知事が勝訴の見込がないものと決定したこと

報告第2号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記4

和解について

中央児童相談所所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

(1) 平成30年10月5日（金）午後5時51分頃、高萩市大字赤浜830番地の6地先国道上で発生した事故

(2) 事故の概要

中央児童相談所所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記国道上において、相手方の軽乗用自動車に追突され、損害を受けた。

(3) 茨城県が支払を受ける損害賠償額 2,574,219円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年1月31日

茨城県知事 大井川 和彦

令和5年度当初予算・条例

第5号議案

令和5年度 茨城県一般会計予算

○ 一般会計予算（福祉部分）

〔歳出〕

（単位：千円）

	5年度当初予算	4年度当初予算	増減	前年度当初比
福祉部予算額	127,644,327	124,446,127	3,198,200	2.57%増
7款) 福祉費	126,163,330	122,790,044	3,373,286	2.75%増
15款) 教育費 (私学振興費等)	1,480,997	1,656,083	△175,086	10.57%減

〔地方債〕

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
放課後児童クラブ整備事業	304,500	債券発行 又は 普通貸借	年利5.0% 以内	30年以内
児童福祉施設整備事業	123,800			
老人福祉施設整備事業	390,300			
障害福祉施設整備事業	3,866,600			
総合福祉会館整備事業	12,200			
(合計)	4,697,400			

第12号議案

令和5年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

〔歳出〕

（単位：千円）

	5年度当初予算	4年度当初予算	増減	前年度当初比
予算額	314,774	227,164	87,610	38.6%増

○福祉部の主な事業

- ・時間銀行モデル事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ・あすなろの郷再編整備関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・出産・子育て応援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

主要事業等の概要（案）

福祉部福祉政策課

事業名又は議案の 名 称	時間銀行モデル事業 【新規】
1 予 算 額	4, 0 0 0 千円
2 現況・課題	急速な人口減少・少子高齢化、コロナ禍で孤独・孤立が進行し、地域の相互扶助機能が低下する中、県民が互いに支え合い、地域で自分らしく、安心して暮らせる社会の構築が求められている。
3 必要性・ねらい	国籍・性別・年齢・経済状況などに関わらず、誰もが共通に持っている時間を交換単位として、金銭を介さずにサービスを提供し合い、人と人とのつながりを育む「時間銀行」の仕組みを活用し、地域課題の解決を図るとともに、相互扶助機能を強化する事業をモデル的に実施する。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>(1) 事業内容 「時間銀行」の仕組みを活用して地域が抱える課題解決に資するアイデアを広く募集し、取組に必要な経費を補助する。 (取組例) ・高齢者を地域で支える取組 ・ひきこもりの方や生活困窮者の自立促進に向けた取組 ・外国人との共生に向けた取組 等</p> <p>(2) 補助対象者・数 民間の非営利団体（特定非営利活動法人等）：1 団体</p> <p>(3) 補助対象経費 時間銀行の取組に必要な経費（人件費、活動経費等）</p> <div style="text-align: center;"> </div>
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>○「時間銀行」とは</p> <p>◇ スペインでは、移民や難民など、異なる文化・言語を持つ人々の増加を背景に、お金の頼らず、人とのつながりを生み出す「時間銀行」が各地に広がっている。</p> <p>◇ 時間銀行は、お金ではなく、「時間」を交換単位として、参加するメンバー間でサービスを提供し合う仕組みであり、メンバーはあらかじめ、自分が提供できるサービスを登録しておき、依頼されたサービスを提供すると、かけた時間分の「時間預金」ができ、依頼者は、同じ時間数を、自分の「時間預金」から差し引かれる。</p>



時間銀行モデル事業（新規）

【R5当初予算額 4百万円】

福祉部福祉政策課総務G（029-301-3291）

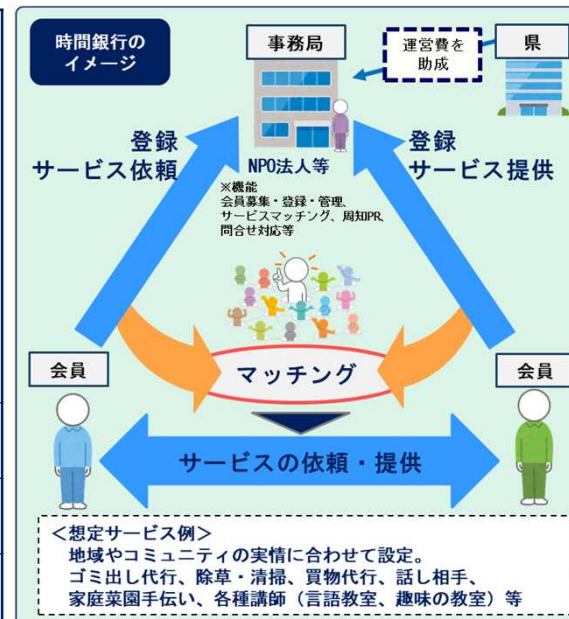
急速な人口減少や少子高齢化、コロナ禍で孤独・孤立が進行し、地域の相互扶助機能が低下する中、安心して暮らせる社会づくりを推進するため、地域が抱える様々な課題について「時間銀行」の仕組みを活用して解決を図ります。

時間銀行は、地域の相互扶助機能を強化する仕組み

■ 時間銀行とは、国籍・性別・年齢・経済状況などに関わらず、誰もが共通に持っている「時間」を交換単位として、金銭を介さずにサービスを地域で相互に提供し合う仕組み。





<p>事業内容</p>	<p>「時間銀行」の仕組みを活用して地域が抱える課題解決に資するアイデアを広く募集し、取組に必要な経費を補助する。</p> <p><取組例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を地域で支える取組 ・ひきこもりの方や生活困窮者の自立促進に向けた取組 ・外国人との共生に向けた取組 等
<p>補助対象者・数</p>	<p>民間の非営利団体（特定非営利活動法人等）：1団体</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>時間銀行の取組に必要な経費（人件費、活動経費等）</p>
<p>補助額</p>	<p>400万円上限（補助率 10/10）</p>



主要事業等の概要（案）

福祉部障害福祉課

事業名又は議案の 名 称	あすなろの郷再編整備関連事業						
1 予 算 額	4, 4 2 2, 3 9 9千円						
2 現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> あすなろの郷は建設後49年が経過しており、利用者が居住する施設が老朽化・狭隘化していることが課題となっている。 						
3 必要性・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> 民間施設では処遇が困難な強度行動障害のある方や医療的ケアが必要な方などの最重度の障害のある方に対し、県立施設として質の高いサービスを提供するため、新たにセーフティネット棟を整備する。 						
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容 新たなセーフティネット棟の整備に向けて、建設工事に着手する。(工期：令和5～6年度) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※セーフティネット棟の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所定員：障害者入所施設：200名 医療型障害児入所施設・療養介護事業所：40名 及び短期入所等10名 延べ面積：約17,900㎡(地上2階建、一部地上1階建) </div> <p style="text-align: center;">【セーフティネット棟イメージ】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <ul style="list-style-type: none"> スケジュール <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>R5年度</td> <td>着工</td> </tr> <tr> <td>R5～6年度</td> <td>建設工事</td> </tr> <tr> <td>R7年度</td> <td>供用開始</td> </tr> </table> 	R5年度	着工	R5～6年度	建設工事	R7年度	供用開始
R5年度	着工						
R5～6年度	建設工事						
R7年度	供用開始						
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>○あすなろの郷の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地：水戸市杉崎町1460 開設時期：昭和48年 入所定員：障害者支援施設462名 医療型障害児入所施設・療養介護事業所40名 指定管理者：(社福)茨城県社会福祉事業団 						



あすなろの郷再編整備関連事業

【R5当初予算額 4,422百万円】
(R4当初予算額 526百万円)

福祉部障害福祉課企画G (029-301-3357)

開設50周年を迎え、施設の老朽化・狭隘化が進むあすなろの郷については、官民の役割分担を明確化するとともに老朽化した施設の建設整備を行います。

1. 県立施設の整備費用 【4,368百万円】

○県は、民間事業者が提供する障害者支援施設等の利用が困難な重度の障害がある方への支援に特化した施設を整備する。

○整備スケジュール

R3	R4	R5	R6	R7
基本設計	詳細設計	工事		供用開始

○セーフティネット(S)棟建設費等

内 容	R5	R6	R5-6計
S棟建設工事費等	4,368百万円	6,588百万円	10,956百万円



2. 再編整備関連事業費 【54百万円】

- ・ 民間施設等との入所調整をおこなう相談支援センターの運営費用
- ・ S棟建設工事区域内にある窯業棟の解体工事費用

主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 少子化対策課

事業名	出産・子育て応援事業										
1 予算額	176,912千円										
2 現況・課題	<p>核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。</p>										
3 必要性・ねらい	<p>妊娠期から出産子育て期において、切れ目なく相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に講じることにより、安心して出産・子育てができる環境を整備する。</p>										
4 事業の内容	<p>◇対象者：全ての妊産婦や子育て家庭 （令和5年10月～令和6年3月までに妊娠届出もしくは出生届出があった方） ◇補助率：（1）国1／2、県1／4、市町村1／4 （2）国2／3、県1／6、市町村1／6 ◇実施主体：市町村 （経済的支援を受けるためには妊娠届出時、出生届出後の面談が必要）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 伴走型相談支援</td> <td>① 妊娠届出時、② 妊娠8か月前後、③ 出生届出後、面談等を実施し継続的に支援を実施する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 経済的支援</td> <td> <現金支給可> ① 妊娠届出時：出産応援ギフト （妊婦1人当たり5万円相当） ③ 出生届出後：子育て応援ギフト （こども1人当たり5万円相当） </td> </tr> </table>			(1) 伴走型相談支援	① 妊娠届出時、② 妊娠8か月前後、③ 出生届出後、面談等を実施し継続的に支援を実施する。	(2) 経済的支援	<現金支給可> ① 妊娠届出時：出産応援ギフト （妊婦1人当たり5万円相当） ③ 出生届出後：子育て応援ギフト （こども1人当たり5万円相当）				
(1) 伴走型相談支援	① 妊娠届出時、② 妊娠8か月前後、③ 出生届出後、面談等を実施し継続的に支援を実施する。										
(2) 経済的支援	<現金支給可> ① 妊娠届出時：出産応援ギフト （妊婦1人当たり5万円相当） ③ 出生届出後：子育て応援ギフト （こども1人当たり5万円相当）										
5 参考事項	<p>【本県の出生数（人）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;"></th> <th style="width: 25%;">令和元年</th> <th style="width: 25%;">令和2年</th> <th style="width: 25%;">令和3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出生数</td> <td>18,004</td> <td>17,389</td> <td>16,502</td> </tr> </tbody> </table>				令和元年	令和2年	令和3年	出生数	18,004	17,389	16,502
	令和元年	令和2年	令和3年								
出生数	18,004	17,389	16,502								



出産・子育て応援事業費

【R5当初予算額 177百万円】

福祉部子ども政策局少子化対策課
母子保健G (029-301-3257)

妊娠期から出産・子育て期において、切れ目なく身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体として講じることにより、安心して出産・子育てができる環境を整備します。

◇対象者 : 全ての妊婦や子育て家庭 (令和5年10月～令和6年3月までに妊娠届出もしくは出産届出があった方)

◇実施主体 : 市町村 (経済的支援を受けるためには妊娠届出時、出生届出後の面談が必要)



①伴走型相談支援

18百万円

【対象となる費用】

- ・ 相談支援を実施する職員人件費
- ・ 相談支援の事務に要する活動費 等

【内容】

①～③の時期に、面談等を実施し、継続的に支援を実施

- ①妊娠届出時
- ②妊娠8か月前後
- ③出生届から乳児家庭全戸訪問までの間

②経済的支援

159百万円

※現金支給可

- ①妊娠届出時 : 出産応援ギフト (妊婦1人当たり5万円相当) を妊娠届出時の面談実施後に支給
- ③出生届出後 : 子育て応援ギフト (こども1人当たり5万円相当) を出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の面談実施後に支給

※国負担分は国から市町村へ直接補助

第 29 号議案

福祉部障害福祉課

<p>条例の名称</p>	<p>茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例及び茨城県少子化対策審議会条例の一部を改正する条例【一部改正】</p>
<p>1 制定（改正）の理由・根拠</p>	<p>こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第 76 号）により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。</p>
<p>2 制定（改正）の目的</p>	<p>こども家庭庁設置法に基づき、内閣府の外局として「こども家庭庁」が設置され、厚生労働省の所管事務であった「こどもの保育及び養護、家庭における子育ての支援体制の整備、障害児支援等」が内閣府（こども家庭庁）に移管されることに伴い、厚生労働大臣の権限を内閣総理大臣の権限に改めるとともに、法令の条項が整理されたことから引用条項の整理を行う。</p>
<p>3 背景・必要性</p>	<p>「こども家庭庁」の設置及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行などによる関係法律の改正に伴うものであり、法改正の趣旨を踏まえ、条例の一部を改正する必要がある。</p>
<p>4 内容</p>	<p>1 改正条例 (1) 茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例 県立心身障害者施設（県立あすなろの郷）における使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項を定めるもの (2) 茨城県少子化対策審議会条例 審議会の設置に関し必要な事項を定めるもの 2 改正内容 次のとおり用語の整理及び引用条項の移動を行う。 (1) 茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例 「厚生労働大臣が定める基準」 →「内閣総理大臣(又は主務大臣)が定める基準」に改正 (2) 茨城県少子化対策審議会条例 「子ども・子育て支援法第 77 条第 4 項」 →「子ども・子育て支援法第 72 条第 4 項」に改正</p>
<p>5 効果・影響</p>	<p>法改正の趣旨を踏まえ、適正な用語及び引用条項等に改正することにより、法改正への適切な対応が図られる。</p>
<p>6 施行日</p>	<p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
<p>7 参考事項</p>	<p>○県立あすなろの郷(水戸市杉崎町)の概要 ・障害者支援施設：定員 462 人 ・医療型障害児入所施設・療養介護事業所：定員 40 人 ○少子化対策審議会の概要 ・県の少子化に対処するための施策に関する重要事項について調査審議する。 ・委員数 18 人（会長：清山玲茨城大学教授）</p>

改正案		現行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
1 使用料		1 使用料	
区分	金額	区分	金額
診療	健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)の規定による厚生労働大臣の定め並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準並びに健康保険法第85条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した額	診療	健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)の規定による厚生労働大臣の定め並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準並びに健康保険法第85条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した額
障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の規定に基づき主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用(特定費用(同条第1項に規定する特定費用をいう。以下この項において同じ。))を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害福祉サービスに要した費用の額)及び特定費用として知事が別に定める額	障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用(特定費用(同条第1項に規定する特定費用をいう。以下この項において同じ。))を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害福祉サービスに要した費用の額)及び特定費用として知事が別に定める額

障害児通所支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。)	児童福祉法第21条の5の3第2項の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害児通所支援に要した費用(通所特定費用(同条第1項に規定する通所特定費用をいう。以下この項において同じ。))を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害児通所支援に要した費用の額)及び通所特定費用として知事が別に定める額
障害児入所支援(児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。)	児童福祉法第24条の2第2項の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害児入所支援に要した費用(入所特定費用(同条第1項に規定する入所特定費用をいう。以下この項において同じ。))を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害児入所支援に要した費用の額)及び入所特定費用として知事が別に定める額
地域生活支援事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項の規定により市町村が行う事業に限る。)に係るサービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の規定に基づき主務大臣が定める基準により算定した費用の額を勘案して知事が別に定める額

2 手数料 略

障害児通所支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。)	児童福祉法第21条の5の3第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害児通所支援に要した費用(通所特定費用(同条第1項に規定する通所特定費用をいう。以下この項において同じ。))を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害児通所支援に要した費用の額)及び通所特定費用として知事が別に定める額
障害児入所支援(児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。)	児童福祉法第24条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害児入所支援に要した費用(入所特定費用(同条第1項に規定する入所特定費用をいう。以下この項において同じ。))を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害児入所支援に要した費用の額)及び入所特定費用として知事が別に定める額
地域生活支援事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項の規定により市町村が行う事業に限る。)に係るサービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を勘案して知事が別に定める額

2 手数料 略

茨城県少子化対策審議会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 県の少子化に対処するための施策に関する重要事項について調査審議するため、茨城県少子化対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第4項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 県の少子化に対処するための施策に関する重要事項について調査審議するため、茨城県少子化対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関とする。</p> <p>3 略</p>

第 30 号議案

福祉部 障害福祉課

<p>条例の名称</p>	<p>児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】</p>
<p>1 制定（改正）の理由・根拠</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。</p>
<p>2 制定（改正）の目的</p>	<p>「安全計画策定の義務化」、「障害児の発達支援に従事する職員に係る専従規定の緩和」及び「車内への児童の置き去りを防止するための装置の装備等の義務化」規定を追加するとともに、「児童福祉施設の長等による懲戒権濫用禁止」規定を削除する。</p>
<p>3 背景・必要性</p>	<p>1 保育所等における送迎用バスでの児童の死亡事故発生を踏まえ、「安全計画」の策定、児童の所在確認・安全装置の義務づけが求められることになった。 2 民法における親権者の懲戒権の規定が削除された。 3 保育所と児童発達支援事業の併設を可能とするため、人員の専従規定の緩和が行われた。</p>
<p>4 内容</p>	<p>1 安全計画策定の義務化（※1） (1) 安全計画（設備の安全点検、安全に関する指導等障害児の安全の確保を図るための事項について定めた計画）の策定。 (2) 職員への安全計画の周知、必要な研修及び訓練の定期的な実施。 2 障害児の発達支援に直接従事する職員について、指定児童発達支援事業所に入所している障害児を保育所等の児童と交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合は、児童への保育に併せて従事することができる。 3 児童福祉施設の長等による懲戒権濫用禁止規定の削除。 4 車内への児童の置き去りを防止するための装置の装備等の義務化 (1) 指定児童発達支援事業者が児童の移動のために自動車を運行する際は、児童の乗車及び降車時に、点呼等の方法により児童の所在を確認する。 (2) 指定児童発達支援事業者が送迎用の自動車を日常的に運行する際は、当該自動車にブザー等車内への児童の置き去りを防止する装置を備え、当該装置で所在確認をする（※2）。</p>
<p>5 効果・影響</p>	<p>○指定障害児通所支援の事業所数：839 か所（R4. 10. 1 現在） （児童発達支援：296、放課後等デイサービス：499、保育所等訪問支援：39、居宅訪問型児童発達支援：5） ○県内障害児数（通所）：9, 280 人（R4. 10. 1 現在）</p>
<p>6 施行日</p>	<p>令和 5 年 4 月 1 日 （※1） 努力義務規定に読み替え（令和 6 年 3 月 31 日まで） （※2） ブザー等の装置の装備に代わる措置によることが可能（令和 6 年 3 月 31 日まで）</p>
<p>7 参考事項</p>	

児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第5条 (略) (従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 <u>第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 <u>第10項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させること</u></p>	<p>第1条～第5条 (略) (従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p><u>ができる。</u></p> <p>第8条～第40条 (略) (安全計画の策定等)</p> <p>第40条の2 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を行く場合の所在の確認)</u></p> <p>第40条の3 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児</u></p>	<p>第8条～第40条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
--	---

の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第 41 条～第 45 条 （略）

第 46 条 削除

第 47 条～第 53 条 （略）

第 54 条 （略）

2 （略）

3 第 1 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等

第 41 条～第 45 条 （略）

（懲戒権に係る権限の濫用禁止）

第 46 条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第 47 条第 1 項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第 3 項の規定により懲戒に關しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第 47 条～第 53 条 （略）

第 54 条 （略）

2 （略）

（新設）

に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第 55 条～第 60 条 （略）

（従業者の員数）

第 61 条 （略）

2～4 （略）

5 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（準用）

第 76 条 第 13 条から第 22 条まで、第 24 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 45 条まで、第 47 条から第 50 条まで、第 50 条の 2 第 1 項及び第 51 条から第 53 条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「第 37 条」とあるのは「第 76 条において準用する第 37 条」と、第 17 条中「第 37 条第 6 号及び第 50 条の 2 第 2 項」とあるのは「第 76 条において準用する第

第 55 条～第 60 条 （略）

（従業者の員数）

第 61 条 （略）

2～4 （略）

（新設）

（準用）

第 76 条 第 13 条から第 22 条まで、第 24 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 41 条まで、第 43 条から第 45 条まで、第 47 条から第 50 条まで、第 50 条の 2 第 1 項及び第 51 条から第 53 条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「第 37 条」とあるのは「第 76 条において準用する第 37 条」と、第 17 条中「第 37 条第 6 号及び第 50 条の 2 第 2 項」とあるのは「第 76 条において準用する第 37

37条第6号」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第75条」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第75条第2項」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第43条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第76条の2 第8条、第9条、第13条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第50条の2第1項、第51条から第53条の4まで、第54条から第56条まで、第70条及び第75条の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。

第77条～第78条の2 (略)

(準用)

第79条 第8条、第13条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から_____第45条まで、第47条から第50条まで、第50条の2第1項、第51条から第53条まで、第58条から第59条の2まで、第70条及び第75条(第1項を除く。))の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第79条の2～第79条の8 (略)

(準用)

条第6号」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第75条」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第75条第2項」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第43条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第76条の2 第8条、第9条、第13条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第50条の2第1項、第51条から_____第56条まで、第70条及び第75条の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。

第77条～第78条の2 (略)

(準用)

第79条 第8条、第13条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第41条まで、第43条から第45条まで、第47条から第50条まで、第50条の2第1項、第51条から第53条まで、第58条から第59条の2まで、第70条及び第75条(第1項を除く。))の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第79条の2～第79条の8 (略)

(準用)

第79条の9 第13条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第50条の2第1項、第51条から第53条まで及び第68条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第37条」とあるのは「第79条の8」と、第17条中「いう。第37条第6号及び第50条の2第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第79条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第79条の7第2項」と、第26条第1項、第27条及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第80条～第86条 (略)

(準用)

第87条 第13条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条、第43条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第50条の2第1項、第51条から第53条まで、第68条の2及び第79条の6から第79条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第

第79条の9 第13条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2 _____、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第50条の2第1項、第51条から第53条まで及び第68条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第37条」とあるのは「第79条の8」と、第17条中「いう。第37条第6号及び第50条の2第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第79条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第79条の7第2項」と、第26条第1項、第27条及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第80条～第86条 (略)

(準用)

第87条 第13条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2 _____、第41条、第43条から第45条まで及び第47条、第49条、第50条、第50条の2第1項、第51条から第53条まで、第68条の2及び第79条の6から第79条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第

13 条第 1 項中「第 37 条」とあるのは「第 87 条において準用する第 79 条の 8」と、第 17 条中「いう。第 37 条第 6 号及び第 50 条の 2 第 2 項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第 22 条第 2 項中「次条」とあるのは「第 87 条において準用する第 79 条の 7」と、第 25 条第 2 項中「第 23 条第 2 項」とあるのは「第 87 条において準用する第 79 条の 7 第 2 項」と、第 26 条第 1 項及び第 27 条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第 43 条第 1 項中「従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業員の勤務の体制」と、第 53 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第 88 条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第 6 条第 1 項、第 3 項、第 4 項、第 7 項及び第 11 項、第 7 条(第 4 項及び第 9 項を除く。)、第 61 条、第 71 条第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 7 項、第 79 条の 3 第 1 項及び第 4 項並びに第 81 条第 1 項及び第 3 項の規定の適用については、第 6 条第 1 項及び第 3 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と _____、同条第 4 項及び第 7 項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 11 項並びに第 7 条第 1 項、第 3 項、第 5 項及び第 7 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第 10 項中「指定児童発達

支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第 12 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第 61 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第 71 条第 1 項及び第 3 項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と _____、同条第 4 項及び第 7 項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第 79 条の 3 第 1 項及び第 4 項中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第 81 条第 1 項及び第 3 項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2・3 (略)

第 89 条～第 92 条 (略)

13 条第 1 項中「第 37 条」とあるのは「第 87 条において準用する第 79 条の 8」と、第 17 条中「いう。第 37 条第 6 号及び第 50 条の 2 第 2 項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第 22 条第 2 項中「次条」とあるのは「第 87 条において準用する第 79 条の 7」と、第 25 条第 2 項中「第 23 条第 2 項」とあるのは「第 87 条において準用する第 79 条の 7 第 2 項」と、第 26 条第 1 項及び第 27 条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第 43 条第 1 項中「従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業員の勤務の体制」と、第 53 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第 88 条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第 6 条第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 7 項、第 7 条(第 4 項及び第 9 項を除く。)、第 61 条、第 71 条第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 7 項、第 79 条の 3 第 1 項及び第 4 項並びに第 81 条第 1 項及び第 3 項の規定の適用については、第 6 条第 1 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第 3 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第 4 項及び第 7 項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第 7 条第 1 項、第 3 項、第 5 項及び第 7 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第 10 項中「指定児童発達支援事業所」とある

のは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第 61 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第 71 条第 1 項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第 3 項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第 4 項及び第 7 項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第 79 条の 3 第 1 項及び第 4 項中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第 81 条第 1 項及び第 3 項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2・3 (略)

第 89 条～第 92 条 (略)

第 31 号議案

福祉部 障害福祉課

条例の名称	児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 制定（改正）の理由・根拠	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
2 制定（改正）の目的	「安全計画策定の義務化」及び「入所児童の自動車での移動時における児童の所在確認の義務化」規定を追加するとともに、「児童福祉施設の長等による懲戒権濫用禁止」規定を削除する。
3 背景・必要性	1 保育所等における送迎用バスでの児童の死亡事故発生を踏まえ、「安全計画」の策定及び児童の所在確認の義務づけが求められることとなった。 2 民法における親権者の懲戒権の規定が削除された。
4 内容	1 安全計画策定の義務化（※） （1）安全計画（設備の安全点検、安全に関する指導等障害児の安全の確保を図るための事項について定めた計画）の策定。 （2）職員への安全計画の周知、必要な研修及び訓練の定期的な実施。 2 児童福祉施設の長等による懲戒権濫用禁止規定の削除。 3 指定福祉型障害児入所施設が児童の移動のために自動車を運行する際は、児童の乗車及び降車時に、点呼等の方法により児童の所在を確認する。
5 効果・影響	○障害児入所施設数：12 か所（R4. 10. 1 現在） （福祉型障害児入所施設：7、医療型障害児入所施設：5） ○県内障害児数（入所）：100 人（R4. 10. 1 現在）
6 施行日	令和 5 年 4 月 1 日 （※）努力義務規定に読み替え（令和 6 年 3 月 31 日まで）
7 参考事項	

児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条～第 38 条 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第 38 条の 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第 38 条の 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の</p>	<p>第 1 条～第 38 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>所在を確認しなければならない。</u></p> <p>第 39 条～第 43 条 (略)</p> <p>第 44 条 削除</p> <p>第 45 条～第 59 条 (略)</p>	<p>第 39 条～第 43 条 (略)</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第 44 条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第 47 条第 1 項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第 3 項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第 45 条～第 59 条 (略)</p>

第 32 号議案

福祉部 子ども政策局 子ども未来課

<p>条例の名称</p>	<p>茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】</p>
<p>1 制定（改正）の理由・根拠</p>	<p>「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）の一部改正に伴う所要の改正</p>
<p>2 制定（改正）の目的</p>	<p>満 3 歳未満の子どもの保育に従事する者について、1 人に限り、保育士の代わりに看護師等を配置することができる特例を規定するもの。</p>
<p>3 背景・必要性</p>	<p>従来から、保育所においては、乳児 4 人以上を入所させる保育所に限り、当分の間、看護師等を 1 人に限って、保育士とみなすことができることとされていたが、少子化の進行等により入所する乳児の数が 4 名付近となるケースが増えていることから、保育の質を担保しつつ、乳児の在籍人数の要件を撤廃する必要性が生じたため、制度改正を行うが、認定こども園についても保育所に準じて同様の制度改正を行う必要があるもの。</p>
<p>4 内 容</p>	<p>幼稚園型認定こども園などにおいて、満 3 歳未満の子どもの保育に従事する者は保育士の資格を有する者とされているところ、当分の間、1 人に限り、保育士の代わりに当該認定こども園に勤務する看護師等を配置することができる特例を規定</p>
<p>5 効果・影響</p>	<p>看護師等の処遇が乳児 1 人の入退所に左右されないようにし、保育の質を担保することができる。</p>
<p>6 施行日</p>	<p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
<p>7 参考事項</p>	<p>幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）において、主務大臣が定める「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」に従い、又は参酌して都道府県が条例を定めることとされている。</p>

改正案	現行
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 第5条第1号及び第4号(付則第3項の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において養護をつかさどる主幹教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び付則第9項において同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 <u>第5条第1号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子ども</u>の数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>5 第5条第1号及び第4号(付則第3項の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において養護をつかさどる主幹教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び付則第8項において同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>(新設)</p>

9 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、基準職員数の3分の1を超えてはならない。

付則第5項	第5条第1号及び第4号(付則第3項の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
付則第6項	第5条第2号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
付則第7項	第5条第1号、第2号及び第4号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
付則第8項	第5条第1号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

8 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、基準職員数の3分の1を超えてはならない。

付則第5項	第5条第1号及び第4号(付則第3項の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
付則第6項	第5条第2号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
付則第7項	第5条第1号、第2号及び第4号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
(新設)		

第 33 号議案

福祉部 子ども政策局 子ども未来課

<p>条例の名称</p>	<p>児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】</p>
<p>1 制定（改正）の理由・根拠</p>	<p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和 23 年厚生省令第 63 号）の一部改正に伴う所要の改正</p>
<p>2 制定（改正）の目的</p>	<p>保育所等における安全計画の策定や送迎用バスへの安全装置の装備を義務化するほか、所要の改正を行うもの。</p>
<p>3 背景・必要性</p>	<p>保育所等における送迎用バスに置き去りにされた児童の死亡事故等が発生するなかで、児童の安全の確保を図るなど、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に合わせ、所要の改正を行うもの。</p>
<p>4 内 容</p>	<p>(1) 安全計画の策定の義務化（※1） (2) 保育所の設備及び職員について、併設する施設の設備及び職員を兼ねることができるようにする専従規定の緩和 (3) 感染症又は災害の発生時の業務継続に向けた計画の策定等を努力義務として規定 (4) 民法等の一部改正による懲戒に関する規定の削除に伴う関係規定の削除 (5) バス運行時の所在確認及び保育所等における送迎用バスへの安全装置の装備義務化（※2）</p>
<p>5 効果・影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等における安全計画の策定や送迎用バスへの安全装置の装備の義務化により、保育所等で預かる児童の安全の確保を図ることができる。 ・ 保育所等と併設する施設（児童発達支援センター等）との一体的な支援を可能とする。 ・ 保育所での感染症流行時や災害発生時における業務を継続的に実施するための計画策定を促進する。
<p>6 施行日</p>	<p>令和 5 年 4 月 1 日 （※1）令和 6 年 3 月 31 日まで、保育所を除き、義務規定を努力義務規定に読替えて適用。 （※2）令和 6 年 3 月 31 日まで、装置の装備に代わり児童の所在確認を行うことで代替可能。</p>
<p>7 参考事項</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、児童福祉法において、厚生労働省令で定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に従い、又は参酌して都道府県が条例を定めることとされている。</p>

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。</u></p> <p>第8条～第9条 (略)</p> <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p><u>2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用し</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>第8条～第9条 (略)</p> <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

ない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第13条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条及び第14条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この条及び第14条第2項において同じ。）は、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

削除

第13条の2 障害児入所施設等は、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項～第3項（略）

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 障害児入所施設等は、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項～第3項（略）

(衛生管理等)

第14条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲料水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

第14条第3項～第5項（略）

第15条～第81条（略）

第82条第1項～第7項（略）

8 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第88条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第83条～第87条（略）

第88条第1項（略）

(衛生管理等)

第14条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲料水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

よう努めなければならない。

第14条第3項～第5項（略）

第15条～第81条（略）

第82条第1項～第7項（略）

(新設)

第83条～第87条（略）

第88条第1項（略）

2 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第89条～第114条 (略)

(新設)

第89条～第114条 (略)

第 34 号議案

福祉部 子ども政策局 子ども未来課

<p>条例の名称</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】</p>
<p>1 制定（改正） の理由・根拠</p>	<p>「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）の一部改正に伴う所要の改正</p>
<p>2 制定（改正） の目的</p>	<p>幼保連携型認定こども園の設備及び職員について、併設する施設の設備及び職員を兼ねることができるようにする専従規定の緩和を行うほか、所要の改正を行うもの。</p>
<p>3 背景・必要性</p>	<p>幼保連携型認定こども園において、施設の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等への社会参加への支援が進むよう、併設する社会福祉施設に対する専従規定の緩和を行うこと等、所要の改正を行うもの。</p>
<p>4 内 容</p>	<p>(1) 幼保連携型認定こども園の設備及び職員について、併設する施設の設備及び職員を兼ねることができるようにする専従規定の緩和 (2) 感染症又は災害の発生時の業務継続に向けた計画の策定等を努力義務として規定 (3) 民法等の一部改正による懲戒に関する規定の削除に伴う関係規定の削除</p>
<p>5 効果・影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園が、他の社会福祉施設（児童発達支援センター等）を併設する際に、認定こども園の設備や利用児童の保護に直接従事する職員についても共用できるようになること。 ・ 幼保連携型認定こども園での感染症流行時や災害発生時における業務を継続的に実施するための計画策定を促進する。
<p>6 施行日</p>	<p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
<p>7 参考事項</p>	<p>幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）において、主務省令で定める「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」に従い、又は参酌して都道府県が条例を定めることとされている。</p>

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第14条 (略) (児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)				第1条～第14条 (略) (児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)			
第15条 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条，第6条第1項，第2項及び第4項，第7条，第9条，第11条から第13条まで，第15条(第4項ただし書を除く。)，第20条，第21条第1項及び第2項，第45条第1項第5号，第46条(後段を除く。) <u>並びに</u> 第50条の規定は，幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				第15条 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条，第6条第1項，第2項及び第4項，第7条，第9条，第11条から第13条まで，第15条(第4項ただし書を除く。)，第20条，第21条第1項及び第2項，第45条第1項第5号，第46条(後段を除く。) <u>並びに</u> 第50条の規定は，幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
	読み替えられる児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句		読み替えられる児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第5条の見出し並びに同条第1項及び第2項	最低基準	設備運営基準		第5条の見出し並びに同条第1項及び第2項	最低基準	設備運営基準
	第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育，保育等		第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育，保育等

		の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
第6条第2項及び第15条第5項	児童の	園児の
第9条第1項	法	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条，第15条第2項及び第3項並びに第21条第1項	入所している者	園児
第11条	又は入所	又は入園
第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については，その保育。以下同じ。)
	及び	並びに

		の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
第6条第2項及び第15条第5項	児童の	園児の
第9条第1項	法	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条，第15条第2項及び第3項並びに第21条第1項	入所している者	園児
第11条	又は入所	又は入園
第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第13条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)
	入所中の児童等に対し法第47条第1項本文の規定によ	法第47条第3項

	(削除)	
第 15 条第 1 項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第 10 条	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年茨城県条例第 42 号)第 15 条第 2 項において読み替えて準用する第 10 条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第 20 条	利用者	園児
第 21 条第 1 項	援助	教育及び保育_____並びに子育ての支援
第 45 条第 1 項第 5 号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第 45 条第 1 項第	耐火建築物(建築基	建築基準法(昭和 25

		り親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第 3 項
	その児童等	園児
第 15 条第 1 項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第 10 条	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年茨城県条例第 42 号)第 15 条第 2 項において読み替えて準用する第 10 条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第 20 条	利用者	園児
第 21 条第 1 項	援助	教育及び保育(満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援
第 45 条第 1 項第 5 号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第 45 条第 1 項第	耐火建築物(建築基	建築基準法(昭和 25

5 号ア	準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を 3 階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)	年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物
第 45 条第 1 項第 5 号イ	施設又は設備	設備
第 45 条第 1 項第 5 号ウ	施設及び設備	設備
第 45 条第 1 項第 5 号カ及び第 46 条第 5 号	乳幼児	園児
第 46 条	第 15 条第 1 項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第 15 条第 1 項において読み替えて準用する第 15 条第 1 項
	幼児に	園児に

5 号ア	準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を 3 階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)	年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物
第 45 条第 1 項第 5 号イ	施設又は設備	設備
第 45 条第 1 項第 5 号ウ	施設及び設備	設備
第 45 条第 1 項第 5 号カ及び第 46 条第 5 号	乳幼児	園児
第 46 条	第 15 条第 1 項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第 15 条第 1 項において読み替えて準用する第 15 条第 1 項
	幼児に	園児に

	幼児の年齢	園児の年齢
	， 幼児	， 園児
第 50 条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 14 条第 1 項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 10 条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第 1 項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第 2 項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護

	幼児の年齢	園児の年齢
	， 幼児	， 園児
第 50 条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 10 条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条ただし書中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護

に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 14 条第 6 項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所」と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて」と読み替えるものとする。

第 16 条 (略)

護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 14 条第 6 項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所」

_____」と読み替えるものとする。

第 16 条 (略)

令和 5 年第 1 回定例会 保健福祉医療委員会資料

令和 4 年度県出資法人等経営評価結果について

<出資法人等経営評価結果報告>

- ・（社福）茨城県社会福祉事業団…………… 2

令和 5 年 3 月 1 5 日

福 祉 部

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
1	(社福)茨城県社会福祉事業団	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、引き続き「あすなろの郷」における通所、短期入所の施設利用の受入制限を実施したが、グループホーム事業収益等の増加により、当期経常増減額は32百万円（前期差17百万円増）となった。</p> <p>「あすなろの郷」については、民間では受入れ困難な強度行動障害者を受け入れるなど、セーフティネットとしての役割を果たしているが、依然として入所待機者が多いことから、令和6年度に建替えが完了予定であることを踏まえ、現入所者の円滑な地域移行を推進するとともに、市町村や他施設との連携を強化し、入所待機者の効果的な解消に努められたい。</p> <p>「福祉サポートセンターあすなろ」については、高齢化する利用者が地域で安心して生活できるよう、更なる利便性の向上に取り組まれたい。</p> <p>また、令和5年度までの中期経営計画に基づく運営については、「あすなろの郷」の建替え完了時期を踏まえ、適宜、計画を見直すなど、適正な人員の確保とともに、人件費及び施設運営費の節減に努められたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の流行が続いていることから、引き続き利用者及び職員の感染防止対策や施設体制の整備に努めるよう指導していく。</p> <p>「あすなろの郷」については、現在進めている再編整備を踏まえ、民間施設で受入困難な重度の障害者の受入に継続して努めることとし、市町村や民間施設等との連携強化を図りながら、事業団とともに入所待機者の解消を目指す。</p> <p>「福祉サポートセンターあすなろ」については、利用者の状況の変化に応じて適切なサービスを受けられるよう、更なる利便性の向上に努めていく。</p> <p>令和5年度までの中期経営計画に基づく運営が行われているが、あすなろの郷再編整備関連事業の進捗に合わせて、適宜計画内容を見直すなどし、適正な人員の確保と人件費及び施設運営費の節減に努める。</p>
			10,000千円	10,000千円	100.0%		
	決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高			
		16,330千円	31,426千円	663,110千円			
<改善の余地あり>	資産	資産	負債	正味財産			
障害福祉課		1,725,182千円	1,062,072千円	663,110千円			

令和5年第1回定例会
保健福祉医療委員会資料

令和4年度決算特別委員会改善要望への対応状況一覧

令和5年3月15日

福 祉 部

令和4年度決算特別委員会改善要望への対応状況一覧

【部局名：福祉部】

No.	要望項目 (担当課)	要望内容	R 5 当初予算への反映状況	その他対応状況
1	医療的ケア児とその家族が災害時に安心して避難できる「福祉避難所」の設置について (福祉政策課)	「福祉避難所」の設置とともに、個別避難計画の策定を進めること。福祉避難所においては、非常用発電機の設置も確認し進めること。		○市町村を個別訪問し、避難行動要支援者の状況に応じた福祉避難所の確保や個別避難計画の策定（直接避難を含む）について、福祉避難所における非常用発電機の設置も含め、実施状況を確認するとともに、推進に向けての情報提供や助言を行うなど、市町村への働きかけを強化している。
2	特別養護老人ホームの整備について (長寿福祉課)	特別養護老人ホームの入所を申し込む待機者は、令和3年4月1日時点で4,861人である。 特養施設の整備数は、3年毎に策定される介護保険事業計画に位置づけられ、市町村計画の積み上げとしている。しかし、市町村は、介護保険料の動向に直接影響することから、特養施設の整備に慎重にならざるを得ないのが現状である。 日本総研のデータで入所が必要な状況にある人は申込者の1、2割程度としているが、茨城の実態を反映しているものではない。 県は、待機者の解消する目標年次を掲げ、介護保険料に連動しない仕組みと支援を検討すること。そのうえで、第9期県計画の施設整備数は、高齢者の実態と市町村意見を踏まえること。	○特別養護老人ホームの整備 (R4: 300床→R5: 100床 △200床) ○地域密着型特別養護老人ホームの整備 (R4: 58床→R5: 29床 △29床) [参考] ()は一財 ○特別養護老人ホームの整備 R4 当初: 900,000千円(一千円) R5 当初: 300,000千円(一千円) ○地域密着型特別養護老人ホームの整備 R4 当初: 259,840千円(一千円) R5 当初: 129,920千円(一千円)	○来年度(令和5年度)は、令和6年度からの3カ年を計画期間とする「第9期いばらき高齢者プラン」の策定年度となることから、市町村と連携して、待機者の実情を十分に把握し、需要等を的確に見込んだ上で、特別養護老人ホームの整備計画を策定し、整備を推進することにより、入所待機者の早期解消に努めていく。

3	<p>精神保健対策・自殺対策の強化について</p> <p>(障害福祉課)</p>	<p>政策の進捗状況、施策及び主要指標の評価結果の資料では、2020年度はC判定、2021年度はD判定と改善がされていない。</p> <p>コロナ禍において、女性・若者の自殺者数が増加するなど、生活環境が変わり対応できていない県民も多くいると思われることから、相談しやすい体制の整備、大規模なキャンペーンなどによる相談窓口の周知徹底を含め、対策を強化すること。</p>	<p>○女性・若者などへの対応強化のため、令和4年度から以下の事業を開始し、令和5年度も継続して実施していく。</p> <p>ICTを活用した相談体制の拡充等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS相談窓口の設置 (R4.4～) ・女性専用オンライン相談の窓口の設置 (R4.6～) ・インターネットで自殺に関する用語を検索した県民を対象に、相談窓口の案内を表示させる検索連動型広告を実施 (R4.4～) <p>自殺ハイリスク者への伴走型支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺未遂歴のある方などの自殺ハイリスク者に対して、カウンセリングや関係機関へのつなぎ、同行支援等のきめ細かな支援を実施 (R4.6～) <p>[参考] ()は一財 R4 当初：97,063千円 (38,812千円) R5 当初：104,985千円 (44,083千円)</p>	
4	<p>不妊治療費助成事業について</p> <p>(少子化対策課)</p>	<p>不妊治療が保険適用されたが、不妊治療については一人一人に適した治療が必要なため、保険適用外になってしまうケースがあり、負担が増加したということを知り、保険適用後の実態をよく調査し、必要な支援が届くように国へ制度充実の要望を行うとともに、県としての支援策を検討すること。</p>		<p>○保険適用外の治療などを受ける場合の軽減措置について、引き続き全国知事会や中央要望で国に対し要望をしていくとともに、国の動向や保険適用後の状況把握に努めていく。</p>

5	保育行政の強化について (子ども未来課)	待機児童がほぼゼロになったのは評価できるが、一方で定員割れが生じている。国が無園児の調査を実施すると聞いているが、0才から3才の無園児への支援が重要で、虐待防止の観点からも、定員割れ施設の活用を含め、孤立を産まない支援策を強化すること。		○国では、未就園児を、定員に空きのある保育所等で定期的に預かるモデル事業の実施を令和5年度に予定しており、対象施設の公募を始めたところである。引き続き、国の動向を注視し、孤立を産まない支援策について検討していく。
6	土浦児童相談所の分割と一時保護所の増設について (青少年家庭課)	児童相談所の管内人口は、厚労省児童相談所運営指針で50万人に1ヶ所とされている。土浦児童相談所の管内人口は県内一多く100万人を超えており、虐待対応件数も増えていることから、中長期的課題とするのではなく、県南にもう一ヶ所の児童相談所を分割整備すること。その際、一時保護所も併設すること。		○県南における児童相談所の分割整備や一時保護所の併設については、今後の児童虐待相談対応件数の推移等を踏まえ、必要に応じて更なる体制強化を検討する。 ○一時保護の体制充実については、茨城県子どもを虐待から守る基本計画等に基づき、一時保護専用施設を令和6年度までに5か所指定することとしており、現在2か所を指定済み。